

指定工事事業者の変更申請等  
水道法第 25 条の 7 (変更の届出等)

次の 1～6 に該当する指定給水装置工事事業者の届出事項に変更が生じた場合には、期日内に書類を提出する必要があります。

1. 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」に変更があった場合 (30 日以内に届出)

必要な書類

① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式 10)

その他、一覧表のとおり変更内容に応じた書類を提出する必要があります。

提出書類 変更事項		②	③		④	⑤	⑥
		誓約書 (様式 2)	定 款 の 写 し	登 記 事 項 証 明 書	住 民 票 の 写 し	位 置 図 外 観 内 観 写 真	旧 指 定 給 水 装 置 事 業 者 証
氏名 または 名称	法人	—	○	○	—	—	○
	個人	—	—	—	○	—	○
住所	法人	—	○	○	—	○	○
	個人	—	—	—	○	○	○
代表者	法人	○	○	○	—	—	○
役員	法人	○	—	○	—	—	—
事業所の 名称	法人	—	○	○	—	○	—
	個人	—	—	—	—	○	—
事業所の 所在地	法人	—	○	○	—	○	—
	個人	—	—	—	○	○	—

【留意事項】

②誓約書：代表者又は役員の就任の場合に必要。

③定款の写し：原本証明をして、袋綴じ、割印が必要。

登記事項証明書：発行日から 3 か月以内の履歴事項全部証明書の原本 (複写不可) が必要。

④住民票の写し：発行日から 3 か月以内の原本 (複写不可)、個人番号の記載のないものが必要。

その他：③、④の書類に事業所所在地の記載がない場合は、所在地が証明で

きるものが必要（所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書など）

2. 「給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号」の変更

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式 10）
- ② 給水装置工事主任技術者の免状の写し

3. 「事業を廃止、休止」した場合（30 日以内に届出）

必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式 11）
- ② 指定給水装置工事事業者証（現在のもの）
- ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式 3）

4. 「事業を再開」した場合（10 日以内に届出）

必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式 11）
- ② 届出事項に変更がある場合は、変更内容に応じた書類が必要。（1.の一覧表を参照）
- ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式 3）

5. 「事業運営等の確認事項」に変更が生じた場合

事業運営等の確認事項に変更が生じた場合は「指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項」及び「春日那珂川水道企業団指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書」を速やかに提出してください。

6. 組織変更及び個人の代表者変更（相続）の場合の提出方法

提出方法に応じた書類を提出してください。

	内容	具体例	提出方法
個人	法人化	個人⇒法人（法人⇒個人の場合も同様の扱い）	<u>廃止届</u> 及び <u>指定申請</u>
	相続	相続人が事業を継続したいとき	<u>廃止届</u> 及び <u>指定申請</u>
法人	組織変更	合同会社・合名会社・合資会社⇒株式会社	<u>廃止届</u> 及び <u>指定申請</u>
		有限会社⇒株式会社（同一法人とみなし、名称変更）	<u>指定事項変更届</u>
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	<u>指定事項変更届</u>
	合併	指定工事店 A と 指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併
新会社 C 設立（新設合併）			<u>A、B ともに廃止届、</u> <u>C は指定申請</u>

	会社 A と指定工事店 B が合併	A が指定工事店 B を吸収合併	A は指定申請、B は廃止届
		新会社 C 設立（新設合併）	B は廃止届、C は指定申請

## 7. 手数料

下記の場合は、指定給水装置工事事業者証を発行するため、手数料が必要となります。

- ・氏名または名称、住所、代表者氏名の変更に該当する場合
- ・事業を再開した場合

指定事業者証の交付手数料 3,000 円

（支払方法）

手数料は、春日那珂川水道企業団発行の納付書で、施設課窓口で納付可。証書受取時に現金を持参するか、納付書指定の金融機関で支払う。